

令和5年7月7日

保護者 様

倉敷市立粒江小学校
校長 小原 克彦

学習用アプリ「タブレットドリル」を用いての家庭学習と 学習者用端末 Chromebook の持ち帰りについて

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育に対しまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本日、全校の児童が、学習者用端末 Chromebook を持ち帰っています。お子様が使用できる端末がご家庭にあり、今回の持ち帰りを希望されなかったご家庭におかれましても、端末を利用した家庭での学習がスムーズに進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 タブレットドリルの学習について

- ① 7月7日(金)に、各学年から規定数の「プリント」を配信いたします。7日(金)から9日(日)の期間で、配信された課題に取り組んでください。動画がある場合、それも参考にすることができます。結果は自動的に記録され、履歴として残ります。
- ② Chromebook を用いたタブレットドリルの開き方につきましては、学校で子どもたちと確認をしております。もしご家庭で開けなかった場合は、連絡帳等で担任までお知らせください。
- ③ 既定数の「プリント」が終わったあとは、別の課題をすることができます。同じ学年の違う教科や、これから習う学年の問題にチャレンジすることもできます。

2 Chromebook の利用について

- ① 学習者用端末の Chromebook は、「7月7日(金)」に第1回目の持ち帰りです。持ち帰ったご家庭は、「7月10日(月)」に学校に返却してください。
- ② Chromebook の使用には、ご家庭の Wi-Fi 環境が必要です。詳細は、6月30日付で配布しました「学習者用端末 (Chromebook) の家庭への持ち帰りについて」をご参照ください。
- ③ 登下校時は専用のバッグに入れた上、ランドセルの中に入れて持ち運ぶようにお願いします。
- ④ 「学習用」としての貸し出しなので、「学習に関係のない動画やホームページ、ゲームのページ」にアクセスしないようお願いいたします。(使用状況については、教育委員会からチェックできるので、よくない利用が多くなると学校から連絡が入ることがあります。)
- ⑤ 家で決めた時間を守って、何時間も画面を見続けて使用することがないようにしてください。目や体を休めながら使うようお話しください。
- ⑥ 5月に提出していただいた「学習者用端末 (Chromebook) 貸出申請書 兼 同意書」で同意を頂きました右記の4点について、ご家庭でお子さんにご確認いただきますよう、お願いいたします。
- ⑦ 今後も夏休み期間や2学期に、同様の利用方法を考えております。

倉敷市教育委員会 宛

学習者用端末 (Chromebook) 貸出申請書 兼 同意書

下記①～④の内容に同意し、学習者用端末 (Chromebook) の貸出を申請します。

- ① 紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用すること。
- ② オンライン学習・学校からの宿題、家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- ③ 自己の重大な過失や故意により貸出用品に損害を与えた場合、修理費用を負担すること。
- ④ 貸出機器に破損等が生じた場合、早急に学校へ連絡すること。